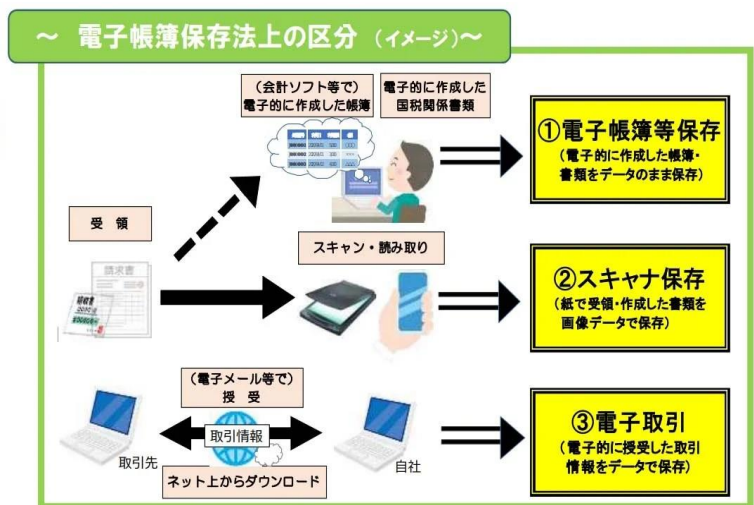


# 税金学習会 開催のご案内

2022年1月1日に改正電子帳簿保存法が施行されました。電子帳簿保存法とは、各税法で保存が義務付けられている帳簿・書類を、電子データで保存するためのルール等を定めた法律です。法律自体は1998年に施行され、何度か改正されています。

この度の改正では、2022年1月より電子取引に関するデータ保存の義務化が盛り込まれました。しかし、電子化が義務付けられる企業側の準備不足等の理由により、施行直前に2年間の猶予期間(宥恕措置)が設けられ、2023年12月31日までの電子取引については従来通り紙での保存が認められました。なお、この宥恕措置は今年の12月31日をもって廃止となります。



現時点で宥恕措置の期間が残り9ヶ月となり、事業規模を問わず電子取引を行っているすべての事業者は、この間に必要な対策を講じなければいけません。

そのため、この度、税理士法人ティグレパートナーズから講師をお招きし、「改正電子帳簿保存法とは？ 電子保存義務化の対応と準備」について講演していただきます。この学習会の参加をご希望される方は、この用紙下段の参加申込書に必要事項を記入の上、組合へご提出ください。

【日時】 2023年4月16日(日) 9時30分～11時30分

【場所】 中央区文化センター 会議室1001+1002 (10階)

[神戸市中央区東町115番地]

【内容】 講演「改正電子帳簿保存法とは？ 電子保存義務化の対応と準備」

講師：大星 将博さん／税理士法人ティグレパートナーズ・税理士

【対象者】 組合員及び家族

【定員】 60人(先着順)

【締切】 2023年4月6日(木)まで ※定員になり次第、締め切ります

◆参加ご希望の方は申込書をご記入の上、組合へFAX・郵送またはご持参ください

参加申込書

※切り取らずにご提出ください

組合員氏名 \_\_\_\_\_

当日の参加者氏名 \_\_\_\_\_

当日の参加人数 \_\_\_\_\_ 人

当日の連絡先 \_\_\_\_\_

神戸土木建築労働組合 税金対策部